

## 信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、長野県が管理する道路において、ボランティアで美化活動等を行う里親の道路愛護活動を支援し、道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。  
もって、道路環境の向上及び地域住民の交流促進に資する。

### （里親）

第2条 この制度において、里親とは、地域住民団体、企業又は学校等で、次条に規定する活動を行い、第7条に規定する協定を締結した者をいう。

### （活動内容）

第3条 里親の活動は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこととする。

- (1) 歩道、待避所、法面等の清掃、草刈り、枝払い等
- (2) 植樹帯、花壇等の維持管理
- (3) その他道路の美化、維持活動

### （里親の申込み）

第4条 里親としての活動を希望する者（以下「里親希望者」という。）は、申込書（様式1）及び以下の資料を、当該区間を管理する建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）へ提出する。また、申込書の内容に大きく変更があった場合は、その都度変更届を行うものとする。なお、変更の届出において、県が必要と認める場合には、団体の活動状況等について調査するものとする。

- (1) 団体の役員名簿
- (2) 団体の定款又は規約
- (3) 活動の実施要領又は企画書
- (4) 団体の予算書等、歳入歳出がわかるもの
- (5) その他、建設事務所長が必要と認める書類

### （登録団体の要件）

第5条 里親希望者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- 1 継続的な活動が可能であること

2 次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でないこと
- (2) 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体またはその関連団体でないこと
- (3) 前項に掲げる団体または反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者でないこと
- (4) 公共の秩序または善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、またはそれを助長する団体でないこと

(活動区間)

第6条 活動区間は、里親希望者と建設事務所長が協議して定める。

(市町村の協力)

第7条 建設事務所長は、この制度の効果的な運用を図るため、活動区間の存する市町村（以下「市町村」という。）に必要な協力を要請する。

(協定の締結)

第8条 第4条に規定する申し込みがあった場合は、里親希望者、市町村長及び建設事務所長が協議し、協定書（様式2）を取り交わす。

- 2 里親希望者は、協定書締結時に参加者名簿（様式3）を提出するものとする。
- 3 里親希望者に法令に違反する行為が確認されたとき、申請内容に虚偽があったとき、その他県の信用を害すると認める場合には、申し込みを受理しないものとする。

(活動報告等)

第9条 里親は、活動年度終了（毎年3月末日）後、速やかに活動報告書（様式4）を建設事務所長に提出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事もしくは建設事務所長が必要と認める場合には、県は里親の活動について調査することができる。

(活動に対する支援)

第10条 建設事務所長は、里親の活動を支援するため、里親と協議の上、活動に必要なと思われる道具、材料等を貸与又は支給することができる。

- 2 知事は、里親の活動を支援するため、県の負担で里親の活動中の事故等に対する保険

に加入する。

(アダプトサインの設置)

第 11 条 建設事務所長は、里親の活動意識の向上と、道路利用者へのアピールのため、里親の名称等を記載したアダプトサインを設置する。

(協定の解除)

第 12 条 里親、市町村長及び建設事務所長のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除する。

2 里親は協定解除を希望する場合、協定解除申出書（様式 5）を建設事務所長へ提出する。建設事務所長は協定解除後、里親あてに協定解除通知（様式 6）を送付する。

3 建設事務所長は、里親が次のいずれかに該当する場合は、市町村長の意見を聴いた上で協定を解除することができる。

(1) 里親が年間を通じて協定内容に基づく活動をしていないと認められるとき

(2) 里親に法令に違反する行為が確認されたとき

(3) 申請内容に虚偽が判明したとき

(4) その他県の信用を害すると認められるとき

4 建設事務所長は前項により協定を解除する場合、里親あてに協定解除通知（様式 6）を送付する。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月4日から施行する。